

# 川崎市立西中原中学校 いじめ防止基本方針

令和2年度

## 学校経営計画

学校教育目標

---校訓---

耐える力：自分の可能性を信じ続け目標に向かって最後までやり抜く力  
探る心：物事の本質と意義を深く掘り下げて見極めようとする気持ち

---心得---

- (1) しっかり勉強しよう
- (2) 正しい行動をとろう
- (3) 美しく豊かな心をもとう
- (4) からだを鍛えよう

- ・教育基本法・関係法令
- ・中学校学習指導要領

- ・川崎市教育振興基本計画
- “かわさき教育プラン”

### 学校経営方針

#### めざす学校像

- ・活気に溢れ一人ひとりが輝く学校
- ・母校として愛し誇りがもてる学校
- ・安心安全に過ごせる規律ある学校

#### めざす生徒像

- ・主体的に考え行動する生徒（自主・自立）
- ・個性を尊重し支えあう生徒（共生・協働）
- ・心豊かで逞しく生きる生徒（感動・寛容）

#### めざす教師像

- ・生徒に寄り添い受容できる教職員
- ・高い専門性と実践力のある教職員
- ・職務に情熱と使命感をもつ教職員

### 中期経営目標（5年目標）平成29～令和3年度

#### ①わかる授業の展開による確かな学力の定着

- ・自ら主体的に学び、判断し、行動できる生徒の育成
- ・個に応じた指導と互いに学び合う授業展開の確立
- ・新学習指導要領を念頭に置いた指導法の研究

#### ②心の通い合う人間関係と豊かな人間性の育成

- ・人権尊重教育を基盤とした教育活動の推進
- ・理解に基づく指導による良好な人間関係の構築
- ・一人ひとりの生徒を大切にする支援教育の充実

#### ③たくましく生きるための心身の健康と体力づくり

- ・生涯にわたって心身ともに健やかに生きる生徒の育成
- ・スポーツや運動の振興と体力づくりの推進
- ・基本的な生活習慣の確立と規範意識の醸成

#### ④「西中原中学校らしい」魅力ある学校の創造

- ・西中原中学校の伝統や環境、特色を生かした教育の実践
- ・家庭・地域とともにあゆむ教育活動の充実
- ・地域の誇り、他校の手本となる学校づくりの推進

### 短期経営目標（今年度の重点目標）令和2年度

- 学習によって何ができるようになるかを明確化した授業の工夫と教材の開発
- 生徒の習熟度に応じたきめ細かな学習指導の充実
- 学び合い活動の推進と授業者としてのファシリテーション力の向上
- 信頼性の高い評価・評定と指導法改善への還元
- 3年間を見通した道徳、特活、総合的な学習の時間の授業開発と指導体制の確立

- 自己肯定感・自己有用感が得られる教育活動の推進
- 生徒に寄り添い、傾聴し受容する教育相談活動の充実
- 一人ひとりの生徒の特性と教育ニーズを踏まえた支援教育体制の確立
- 丁寧な不登校対策と学校と地域、関係機関等との連携による就学支援の充実
- 学級活動、生徒会活動の充実による生徒一人ひとりが活躍できる環境の整備

- 生徒自身が成長の手応えを感じるキャリア教育の推進と進路指導の充実
- 心身の成長を促す計画的で自主的な部活動の推進
- 本校の生徒の実態と特徴を踏まえた健康教育、安全教育・食育の推進
- 大集団の中で気持ちよく生活するために必要な基本的な生活習慣の育成
- 主体的に活動する生徒会、委員会、学級づくりの推進

- 地域や保護者が参加しやすく充実した学年・学校行事や保護者会等の企画・運営
- 地元の催しや小学校行事等への積極的な参加
- 各種通信、学校ホームページ等による地域や保護者への積極的な情報発信
- 計画的で先を見通した学年経営や校内分掌等の運営と確実な次年度への引継ぎ
- 法令遵守と社会人、教育公務員としての自覚の喚起

### 重点目標に係る具体的な取組の例

- ・毎時の学習目標や授業内容の生徒への提示と視聴覚教材の積極的な活用
- ・単元末や学期末における生徒による無記名アンケートによる授業者評価の実施
- ・教員同士の自発的な授業の相互見学による学び合い活動の啓発と授業改善
- ・生徒・保護者への評価基準の丁寧な説明と積極的開示
- ・道徳の時間の充実のための学年によるプレ授業の実施

- ・ペップトークの実践による部活動や諸活動に前向きに取り組む生徒の育成
- ・教員同士の相互点検による一次支援体制の整備
- ・適応支援室との連携と個別支援計画による不登校や不登校生徒への丁寧な対応
- ・共生\*共育プログラム効果測定による生徒の的確な実態把握と生徒指導への反映
- ・生徒による学年集会の運営等、自治活動の推進

- ・大地震などの大規模災害を想定した防災訓練の実施
- ・生徒が主体的に取り組み、生徒の潜在能力を引き出す部活動指導の実践
- ・自ら成長の足跡を確認できるポートフォリオ作成によるキャリア教育の充実
- ・生徒と共に実践する挨拶運動や清掃活動の徹底
- ・進路相談室や図書室の積極的な開放と活用による進路指導、図書指導の充実

- ・保護者がイメージしやすいよう視覚資料を用いた各種説明会の開催
- ・地域の催し等への積極的な参加によるシチズンブライドの醸成
- ・学校案内や学校ホームページの定期的な更新等、学級通信等情報発信の充実
- ・懸垂幕、横断幕、掲示板とメモリアルホールの充実
- ・PTAとの協働による学年行事の立案と実施

## I 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものではなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

## II いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## III 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応

を観察します。

② 相談体制の整備をします

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立させます。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童生徒への支援

- ・もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- ・児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- ・心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があってもいじめは絶対に許されないことを伝えます。
- ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせます。
- ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- ・いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- ・必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- ・事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請します。
- ・解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

#### IV 重大事態への対処

川崎市いじめ防止基本方針に基づき、対応します。

次に該当する場合を重大事態といいます（川崎市いじめ防止基本方針より抜粋）。

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### V 令和2年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、副校長、教頭

生徒指導担当、教務主任、総務主任、各学年主任、特別支援学級主任、夜間学級主任  
適応支援教室主任、進路主任、健康教育部長、特別支援教育コーディネーター

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・校長
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・生徒指導担当
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・教務主任、生徒指導担当
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・生徒指導担当
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・学習指導部長、道徳主任
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・校長、副校長、教頭

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・生徒指導担当、適応支援室主任  
教務主任
- 1年・・・・・・・・1学年主任、生徒指導部      2年・・・・・・・・2学年主任、生徒指導部
- 3年・・・・・・・・3学年主任、生徒指導部
- ・相談室の管理、運営、スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・  
生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、適応支援室主任、健康教育部長
- ・共生＊共育プログラム検討委員との連携・・・・・・・・生徒指導担当、各関係分掌部長

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・生徒会本部担当（特別活動指導部）
- ・PTA地域委員会との連携・・・・・・・・総務主任、教務主任、PTA地域委員会担当
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・校長、総務主任（総務部）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・生徒指導担当
- ・区役所、こども家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・生徒指導担当、適応支援室主任
- ・異校種間連携・・・・・・・・総務主任、生徒指導担当、学習指導部長

VI 令和2年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認・構成員の確認・役割分担・年間指導計画確認</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会）</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラムの取組について</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会）</li> <li>・いじめ防止、社会を明るくする運動標語コンクールの実施</li> <li>・集団活動を通しての相互支援教育の実践</li> <li>・生徒理解に向けた職員研修会（生徒指導・支援教育研修会）の実施</li> <li>・第1回効果測定の実施</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会）</li> <li>【児童生徒指導点検強化月間】の取組（生徒への啓発）</li> <li>・いじめ防止教育に向けた学年・教科・分掌等からの目標と計画の点検</li> <li>・いじめ防止に向けた指導項目の設定</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会）</li> <li>・携帯、スマートフォン教室実施</li> <li>・夏休み期間中の対応確認・三者面談の実施（全学年）</li> <li>・第2回効果測定の実施</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会）</li> <li>・いじめの防止対策に関する職員研修会（第1、2回効果測定の結果を踏まえた）開催</li> <li>・学校生活アンケート実施に向けた最終検討</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会）</li> <li>・前期の反省・まとめと後期の具体的な取組の確認</li> <li>・学校生活アンケートの実施。結果を生かした教育相談活動の実施</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会）</li> <li>・三者面談の実施（3年）</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会）</li> <li>・いじめ防止に向けた指導項目の再点検</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会）</li> <li>・学校生活アンケート実施に向けた最終検討</li> <li>・三者面談の実施（1、2年）</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会）</li> <li>・いじめ防止教育活動の統括と学校評価スケールの検討</li> <li>・学校生活アンケートの実施、結果を生かした教育相談活動の実施</li> </ul>
2	<p>【学校体制振り返り月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会）</li> <li>・今年度の反省と学校評価への反映</li> <li>・第3回効果測定の実施</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会）</li> <li>・いじめ防止教育活動の反省と来年度に向けての見直し</li> <li>・学年末三者面談の実施（1、2年）</li> </ul>

## Ⅶ 本校のいじめ防止に向けた取組

### 生徒の自発的な取組み

#### [自主的な企画・運営]

- 集会、生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- 「被災地支援ボランティア活動」等相互扶助活動の共有
- 自主的なあいさつ運動や環境美化保全活動
- 「合唱コンクール」や「体育祭」への取組み等における学年合体生徒相互支援活動

#### [交流活動の活性化]

- 福祉施設、老人介護施設、幼児施設等の訪問
- 委員会活動（声かけ運動・学校生活見守り活動）
- 小中連携活動
- 地域連携活動（地域美化清掃・祭礼での神輿担ぎ・こども文化センターの段ボール迷路・企業行政イベントでの演奏・バトンダンスパフォーマンス参加）
- 地域教育会議など地域行事での交流活動（地域音楽祭への会場提供と進行・接待）

#### [啓発活動]

- いじめ防止標語やポスター等の作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施
- 年間テーマの設定、掲示物作成等

### 保護者の取組み（PTA活動）

- いじめ防止に関する標語募集
- 懇談会での意見交換

### 地域住民の取組み

- 学校教育推進会議の実施
- 地域での協力的な見守り活動（報告・連絡）
- 啓発情報等の提供
- 協議会や懇談会等でのアドバイス、意見表明